

3. 調査票（単純集計結果）

年金改革に関する有識者調査

※調査にあたってのお願い※

1. この調査は、依頼状にもありますように、次期年金制度改革を検討する際の参考にさせていただくものです。各分野にわたって約2,400名の方々にご協力をお願いしております。よりよい調査結果を得るため、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
2. この調査結果の取りまとめにあたっては、ご協力いただいた方々の個人名は出しません。ご回答は、責任を持って秘匿致します。また、回答結果は、調査目的以外には使用しないことをお約束申し上げます。
3. ご返送は、同封の封筒をご利用ください。ご回答の上、締切日までにご投函くださいますようお願い申し上げます。
4. 調査内容につき、ご不明の点がありましたら、下記にお問い合わせください。

【問合せ先】

社団法人 日本リサーチ総合研究所 (担当) 松村

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-4 (霞山ビル)

TEL: 03-3581-9552 FAX: 03-3581-9562

または、

厚生労働省年金局総務課・年金課・数理課

TEL: 03-5253-1111 (内線3316、3336又は3359)

◎ご記入上の注意

1. 各質問には、年金制度の現状や、厚生労働省が昨年12月に公表した「年金改革の骨格に関する方向性と論点」において提起している論点を説明した前文を記述しております。是非ともご一読の上、ご記入いただければ幸いと存じます。
2. 参考資料としてお送りしました冊子「年金改革の骨格に関する方向性と論点の概要」もご覧頂きながらご回答いただきますようお願ひいたします。
3. 各質問へのご回答につきましては、できるだけ客観的に、年金制度はどうあるべきかという観点からご回答いただくようお願い申し上げます。
4. 各質問へのご回答は、それぞれの選択肢の中であてはまるものの番号に○をつけてください。
また、「その他」とご回答された場合は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

〈質問項目一覧〉

【基本的な考え方】

問1 老後の生活設計（公的年金と自助努力の組み合わせ）

【負担と給付の在り方】

- 問2 5年ごとに給付と負担を見直す従来方式と保険料固定方式
問3 厚生年金の負担の限界
問4 給付水準の調整方法
問5 給付水準の調整の速度
問6 自動調整の下限の設定の是非
問7 国民年金の最終的な負担の水準
問8 国庫負担1／2への引上げの是非
問9 現在受給している年金の調整の是非
問10 現在受給している年金の調整方法
問11 年金収入への年金課税の是非

【少子化、女性の社会進出、就業形態の変化への対応】

- 問12 育児期間への配慮措置の拡充の是非
問13 年金資金を活用した奨学金の是非
問14 短時間労働者への厚生年金の適用の是非
問15 第3号被保険者制度の見直し

【年金制度の体系】

- 問16 年金制度の体系について

問1

老後の生活設計について、あなたはどのような姿が望ましいとお考えですか。
次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。「4. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|---|--------|
| 1. 公的年金のみによって老後の生活が保障されるべきである。 | 15.3 |
| 2. 公的年金を基本とし、これに、企業年金や個人貯蓄等の、公的年金以外の自助努力を組み合わせて老後に備えるべきである。 | 77.7 |
| 3. 基本的に、企業年金や個人貯蓄等の、公的年金以外の自助努力によって老後に備えるべきである。 | 3.3 |
| 4. その他（具体的に） | 3.4 |
| | NA 0.2 |

問2

あなたは、少子化等の人口の変化や経済の変化に応じて、今後、給付と負担の水準をどのような方法で調整するのがよいと思いますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。「4. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|---|--------------------------|
| 1. 現行の給付水準を維持することを基本とし、5年ごとの財政再計算の都度、少子化の進行等に応じて、保険料水準の見直しを行うのがよい。 | 13.5
(6ページの(ア)の方法) |
| 2. 5年ごとの財政再計算の都度、少子化の進行等に応じて、あらためて保険料水準とともに給付の内容や水準の見直しを行うのがよい。 | 26.3
(6ページの(イ)の方法) |
| 3. 最終的な保険料水準を固定し、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化の進行等に応じて、一定の範囲で給付水準が自動的に調整される仕組みとするのがよい。 | 48.5
(7ページの(ウ)(エ)の方法) |
| 4. その他（具体的に） | 11.2
NA 0.6 |

問 7

あなたは、国民年金の保険料（月額。平成11年度価格）として、将来的にはどの程度まで求めることが適當だとお考えですか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。「6. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|----------------|--------|
| 1. 3万円程度まで | 6.6 |
| 2. 2万5000円程度まで | 16.3 |
| 3. 2万0000円程度まで | 35.5 |
| 4. 1万8000円程度まで | 17.7 |
| 5. 1万6000円程度まで | 7.9 |
| 6. その他（具体的に） | 14.5 |
| | NA 1.5 |

問 8

平成12年の年金改正法の附則には「平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の1／2への引上げを図るものとする」とされています。

あなたは、国庫負担割合の引上げについてどう考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| 1. 現行の国庫負担割合（1／3）を維持するべきである。 | 12.1 |
| 2. 安定した財源を確保し、国庫負担割合を1／2に引き上げるべきである。 | 77.3 |
| 3. その他（具体的に） | 9.4 |
| | NA 1.2 |

問 9

年金受給者の年金は、毎年、物価上昇分が増額されています。将来世代に対して保険料負担の引上げや給付水準の調整を求めることがある場合、現在の年金受給者の年金についてどのような取扱いとすることが適当だと考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|--|--------|
| 1. 将来世代に対して保険料負担の引上げや給付水準の調整を求めるとしても、
現在の年金受給者の年金については、これまでどおり物価上昇分は全て増額し、
給付水準を維持するべきである。 | 13.3 |
| 2. 世代間の公平を考え、現在の年金受給者の年金については物価上昇分の全てを
増額するのではなく、将来世代と同じように給付水準を調整していくべきである。 | 77.7 |
| 3. その他（具体的に） | 8.4 |
| | NA 0.6 |

問 10

問9で、「2. 給付水準を調整する」と回答された方におうかがいします。

今後、年金受給者の年金についても給付水準を調整する場合、どのように調整するのがいいとお考えですか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。「4. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|--|--------|
| 1. 物価や賃金が下落する場合を除いて年金の額（名目額）は減らないようにしつつ、年金の増額を物価上昇分よりも低い割合にとどめることにより、徐々に水準を調整していくのがよい。 | 54.2 |
| 2. 年金の額（名目額）も徐々に減らして、水準を調整していくのがよい。 | 33.6 |
| 3. 将来世代が受給する年金と同様の水準（現役世代の手取り年収に対する割合）となるよう、一気に水準を調整するのがよい。 | 9.5 |
| 4. その他（具体的に） | 2.1 |
| | NA 0.7 |

問11

年金収入（特に65歳以上の方が受給する場合）に対しては、現役世代の給与収入と比較して大きな控除措置（公的年金等控除）が税制上講じられています。また、給与所得のある高齢者は、給与収入から一定額が控除されるほかに、年金収入の方でも一定額が控除されています。

これを、世代間の公平や高齢世代内の公平の視点に立って見直すべきではないかという意見がありますが、あなたはどのように考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。「5. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

1. 見直すことに賛成	40.9
2. 見直すことにどちらかといえば賛成	31.1
3. 見直すことにどちらかといえば反対	14.3
4. 見直すことに反対	9.4
5. その他（具体的に）	3.6
	NA 0.8

問12

現在、被用者のうち育児休業を取得した者については、その期間中の厚生年金保険料を免除しつつ、休業前と同様の水準で保険料を負担したものとみなして将来の年金額を算定するという配慮措置が講じられています。

あなたは、このような配慮措置について、その対象者を拡大したり年金額の改善を図るなど、一層の拡充を図ることをどう考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

1. 公的年金制度にとって、制度を支える次の世代の育成を支援することも重要な課題であり、子供を育てることが不利にならないよう、公的年金制度としても、育児期間への配慮措置を拡充するべき。	52.9
2. 公的年金制度は老後の所得保障を行うために運営されており、次世代育成支援はむしろ保育サービスの充実など、公的年金制度以外で考えていくべき。	41.8
3. その他（具体的に）	4.7
	NA 0.6

問1 3

子供の教育に伴う経済的負担が少子化の背景にあるとの指摘があります。このため、育英奨学金等の取組と併せて、若者自身が資金を借りて就学し、社会の「支え手」となることを社会全体で支援するとともに、若者が公的年金を身近に感じられるよう、年金制度においても年金資金を活用した教育資金の貸付制度を創設することについて、あなたはどう考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|---|--------|
| 1. 若者が社会の「支え手」となることを支援し、また、若者が公的年金を身近に感じられるなどの利点があるので、積極的に取り組むべき。 | 50.0 |
| 2. 公的年金制度は老後の所得保障を行うために運営されているため、年金資金は給付に充てるべきであり、そのような取組は必要ない。 | 42.9 |
| 3. その他（具体的に） | 6.0 |
| | NA 1.1 |

問1 4

短時間労働者の年金保障の充実を図るとともに、年金制度の支え手を増やす観点から、短時間労働者に厚生年金を適用していく必要性が指摘されています。あなたは、そのような考え方について、どのように考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。「5. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|----------------------------------|--------|
| 1. 短時間労働者へ厚生年金を適用することに賛成 | 42.9 |
| 2. 短時間労働者へ厚生年金を適用することにどちらかといえば賛成 | 36.0 |
| 3. 短時間労働者へ厚生年金を適用することにどちらかといえば反対 | 9.4 |
| 4. 短時間労働者へ厚生年金を適用することに反対 | 5.4 |
| 5. その他（具体的に） | 5.2 |
| | NA 1.1 |

問15

夫が被用者である専業主婦等（第3号被保険者）は本人自身は保険料を負担せず、給付に必要な費用は夫が加入する厚生年金や共済年金が負担しています。

あなたは、この制度についてどのように考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。「6. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

（注：この質問では、便宜上、第2号被保険者＝夫、第3号被保険者＝妻として表記しています。）

- | | |
|---|--------|
| 1. 世帯で見た保険料の負担は変えないが、夫の納めた保険料の一部を妻の分と
みなして、その保険料に応じて夫婦それぞれに年金を支給する仕組みがよい。 | 23.0 |
| （方法I－年金分割案） | |
| 2. 専業主婦等のいる夫から、専業主婦等の基礎年金の分について特別の負担を
求める仕組みがよい。（方法II－負担調整案） | 24.3 |
| 3. 専業主婦等の基礎年金の分については特別の負担を求めない代わりに、専業
主婦等への基礎年金は減額する仕組みがよい。（方法III－給付調整案） | 6.8 |
| 4. 当面、現行の仕組みを維持しつつ、第3号被保険者であって短時間労働を行
っている者に対する厚生年金の適用などにより、第3号被保険者制度の
対象者を減らしていくのがよい。（方法IV－第3号被保険者縮小案） | 27.8 |
| 5. 現行の仕組みでよい。 | 7.5 |
| 6. その他（具体的に） | 9.1 |
| | NA 1.5 |

問16

年金制度の体系をめぐっては様々な議論がありますが、あなたは、将来に向けては、どのような年金制度の体系が望ましいと思いますか。

回答欄に、現行の体系を基本とする場合も含め、あなたのお考えをご自由に、できるだけ具体的にお書き下さい。

最後に、あなたご本人のことについて、簡単におうかがいします。

F 1. あなたの性別、および年齢をお聞かせください。

(1) 性別

(該当する番号に○をつけてください)

1. 男 75.9 2. 女 22.4

NA 1.7

(2) 年齢

(該当する番号に○をつけてください)

1. 20歳台 2.6 4. 50歳台 38.9

2. 30歳台 10.9 5. 60歳台 22.2

3. 40歳台 15.4 6. 70歳以上 7.9

NA 2.1

F 2. 調査結果の概要を取りまとめ次第、お送りさせていただきたいと存じます。

ご入用の方は、誠に恐縮ですが、ご芳名とご送付先についてお聞かせください。

ご 芳 名	
ご 送 付 先	〒
電 話 番 号	

調査結果につき、御不明の点がありましたら、
下記にお問い合わせ下さい。

厚生労働省年金局総務課・年金課・数理課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03 (5253) 1111 (代表)

(内線3316・3336又は3359)